

海外会計・監査調査研究基金資産（岡本ファンド）による 海外派遣の募集について

本会では、海外会計・監査調査研究基金資産運営要領に基づく海外派遣の募集（2023年度）をいたします。

海外会計・監査調査研究基金資産（岡本ファンド）は、1993年7月に故・岡本丸夫会員（兵庫会）からの寄付金1億円をもって、海外研修の機会が十分でない公認会計士の方に、アジアを中心にその機会を提供するとともに、現地進出日系企業の経営活動がどのような環境下で行われているかの理解を深めること等を趣旨として当協会に設けられた制度です。

当該基金では、現地大学での研修を中心とする形式での海外派遣を実施し、2008年以降100名を超える会員を中国（北京）の中央財経大学及びシンガポールの南洋理工大学に派遣していますが、2020年以降は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、派遣者の安全確保を最優先とし、海外派遣を中止しておりました。

今般、国内外において感染症に対する対応策の蓄積やワクチン接種の進捗状況等に鑑み、海外派遣型の研修を再開することといたしますので、派遣を希望される方は、派遣の目的及び募集要項の趣旨をご理解いただき、ご応募くださるようご案内いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況によっては、プログラム内容の変更又は中止させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

（海外会計・監査調査研究基金資産運営委員会
委員長 安井康二）

海外会計・監査調査研究基金資産による 海外派遣募集要項（2023年度）

1. 派遣先

シンガポールの南洋理工大学

2. 募集人数

6名程度

3. 派遣期間

2023年8月27日（日）～9月2日（土）（移動日含む。）

4. 研修内容及び研修目的

派遣前に行う国内研修で習得した知識を基礎として、現地の大学にて本研修用の講義を受講し、現地の会計・監査制度、税制、経済情勢等を学習することにより、現地進出日本企業の経営活動がどのような環境下で行われているかの理解を深めること等を研修の主目的といたします。

5. 派遣費用について

現地研修費、大学内施設宿泊費（朝食・昼食含む。）、旅費、保険料、国内交通費、国内研修費等の直接研修に必要な経費は協会にて負担しますが、個人に係る費用や夕食代は自己負担といたします。

6. 応募資格

- (1) 原則として、応募時点で満50歳以下の公認会計士
- (2) 海外会計・監査調査研究基金資産の趣旨に賛同し、かつ現地の日本企業の経営活動を理解するために、その国の会計及び監査等を積極的に学ぼうとする意欲ある方等で海外研修の機会が十分でない公認会計士の方を対象といたします。
- (3) 現地大学での講義は、原則すべて英語による講義となるため、ある程度の英語

力（目安として、TOEIC730点以上）が必要となります。

※英語の講義には日本語の通訳は付きません。

7. 応募方法

所定の申込書（「会員マイページ」に掲載）に次の書類を添えて郵送にてお申し込みください。

- (1) 履歴書（書式不問）
- (2) 職務経歴書（書式不問）
- (3) 応募動機（A4版1～2枚程度、書式不問）
- (4) TOEIC公式認定証の写し（過去3年以内に取得したもの）

8. 応募締切日

2023年3月31日（金）必着

9. 選考及び決定

応募された方の中から、海外会計・監査調査研究基金資産運営委員会（以下「委員会」という。）による書類審査及び面接を経て派遣者を決定いたします。

なお、派遣者の選考に当たっては、当該基金の趣旨に鑑み、中小監査法人又は個人事務所に勤務、若しくは個人事務所を開業している方で、海外経験を積む機会が少ない会員を優先させていただきます。

また、選考結果については応募者全員に通知いたします。選考の後、派遣が決定した方に対しては、その後協会に対して提出が必要となる書類等についてご連絡をいたします。

10. 面接予定日

2023年4月28日（金）

時間は追ってお知らせします。また、予備日は原則的に設けておりません。

11. 結団式及び事前研修等

派遣決定者は派遣に先立ち、事前準備として、結団式、国内研修会及び事前打合せ会に必ず参加していただきます。日程は以下のとおりです。

- (1) 結団式：6月13日（火）
- (2) 国内研修会：7月～8月初旬に実施
- (3) 事前打合せ会：7月～8月（1回～2回程度）

12. 帰国後の報告

派遣者は、海外会計・監査調査研究基金資産運営要領第5条に基づき、帰国後、その概要を委員会に報告していただきます。

なお、2019年度海外派遣の報告（概要）は『会計・監査ジャーナル』2020年3月号に掲載しており、報告書（全文）は当協会図書資料室で閲覧いただけます。

13. 派遣決定の取り消し

派遣の決定後、健康上の理由、相手国の受入状況等不適当な事由が生じた場合は、派遣を取り消すことがあります。

14. 現地での行動について

研修に当たっては、団体行動を含め、その他本派遣に係る諸事項について誓約書に署名していただきますので、予めご承知おきください。また、協会又は旅行会社等の随行者はつきませんので、ご了承ください。

15. 申込み、問合せ先

〒102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1

日本公認会計士協会 人材育成グループ

Tel : 03-3515-1120 Fax : 03-5226-3353

E-mail:jicpa-okamoto@sec.jicpa.or.jp

以 上

【備考】海外会計・監査調査研究基金資産運営
要領（一部抜粋）

第3条 基金資産の使途目的は、会員の監査能力向上のため、海外における日本企業（合弁会社を含む。）の経営及び会計に関する調査・研究等（会員の海外派遣及び研修を含む。）とする。

第5条 第3条による調査・研究等のため、海外に派遣された者は、事後、可及的速やかに海外会計・監査調査研究基金資産運営委員会に、その概要を報告するものとする。